関西広域連合圏域における高病原性鳥インフルエンザの発生について

令和８年11月12日
広 域 防 災 局

関西広域連合圏域において、高病原性鳥インフルエンザが、11月12日、京都府亀岡市の養鶏場で発生しました（家きんにおける事例は、今シーズン国内１府１例、うち関西広域連合圏域は１例）。

広域連合では、令和２年度から警戒本部（本部長：広域防災局長）を設置しており、まん延防止対策として、防疫措置状況等について情報収集し、構成団体・連携県間で情報共有を行っています。

１　関西広域連合圏域における発生府県の対応状況（11月12日(木)）

項目	京都府
体制（対策本部）	11月11日設置
疑似患畜判定日	11月12日
所在地	亀岡市
飼養羽数	約20万羽
殺処分完了日	－
埋却・焼却完了日	－
防疫措置完了日	－
10km以内周辺農場 （うち3km以内）	７戸（１戸）
消毒ポイント設置（最大）	５箇所
対策本部会議等	２回
自衛隊派遣	－

●主な防疫措置
１　飼養家きんの殺処分及び汚染物品処理及び鶏舎等の消毒
２　農場から半径３km以内を移動制限区域、半径３kmから10km以内を搬出制限区域として設定等
３　感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒・監視強化

２　関西広域連合の体制・対応

（１）体制

関西広域連合特定家畜伝染病警戒本部（令和２年11月５日設置、本部長：広域防災局長）

（２）主な対応

11月12日（木）令和８年度第１回警戒本部会議〈京都府事案〉（書面）

関西広域連合圏域におけるまん延を防止するため、防疫措置状況等について情報収集し、構成団体・連携県間で情報共有を実施。

【参考】昨シーズンの家きんの陽性事例
・全国16道府県24事例・殺処分数約576万羽
・うち関西広域連合圏域は４府県５事例・殺処分数約77.5万羽